

閣情第273号
平成29年3月9日

関係各位

内閣官房内閣情報調査室次長

(公印省略)

他の行政機関に特定秘密文書を提供する際の特定秘密の表示の方法について（通知）

平成28年8月9日付けで内閣府独立公文書管理監から内閣保全監視委員会委員長宛てに別添のとおり特定秘密の表示に関する意見が提出されたところ、他の行政機関に特定秘密である情報を記録する文書又は図画（以下「特定秘密文書」といいます。）を提供する際の特定秘密の表示の方法についての考え方は、下記のとおりですので、関係各部署への周知方等につきよろしく配意願います。

記

1. 行政機関の長は、特定秘密の保護に関する法律（平成25年法律第108号。以下「法」といいます。）第3条第1項の規定により特定秘密の指定をしたときは、当該指定に係る特定秘密の範囲を明らかにするため、特定秘密である情報を記録する文書、図画等に特定秘密の表示をすることとされており（法第3条第2項第1号）、特定秘密文書については、特定秘密の保護に関する法律施行令（平成26年政令第336号。以下「令」といいます。）の別記第1様式に従い、その見やすい箇所に、印刷、押印その他これらに準ずる確実な方法により、特定秘密の表示をすることとされています。（令第5条第1号）。

これは、法が特定秘密を厳格な保護の対象とし、その漏えい等に国家公務員法（昭和22年法律第120号）等に基づく守秘義務違反よりも重い罰則を科すものであることから、指定された情報とそれ以外の情報を明確に区別できるようにすることは、特定秘密を適確に保護する観点からも、また、開示できる文書を公開すること等により政府の有するその諸活動を国民に説明する責務を全うする観点からも、極めて重要であると考えられたことによります（「特定秘密の保護に関する法律逐条解説」（平成26年12月9日、内閣官房特定秘密保護法施行準備室）第3条第2項及び第3項関係部分）。

2. このような趣旨からすれば、特定秘密の表示は、特定秘密を取り扱う者が指定された情報の範囲を確認する契機となり、それを効率的かつ確実にすることを助ける程度に具体的なものであるべきであります。令第5条第1号後段においても、特定秘密文書のうち当該情報を記録する部分を容易に区分することができるときは、特定秘密の表示は、当該部分にすることとされています。どの程度の具体性が必要かについては、当該特定秘密文書の分量、形態等によっても異なり得ると考えられ、各行政機関における慣行にもよるものと考えられます。このため、上記の趣旨に照らせば、例えば特定秘密文書が複数のページにわたる場合には、特定秘密である情報の範囲を確認する作業を必要なページに限って行うことができるよう、特定秘密である情報が記録されているページに特定秘密の表示を行うとともに、特定秘密である情報が記録されていないことが明らかなページに特定秘密の表示を行わないこととすることが望ましいやり方であると考えられます。また、外国の政府等から提供を受けた文書のうち、例えば段落や文ごとに特定秘密保護法の情報保全措置と同等の措置が講じられるものであることが表示されている場合に、当該表示に従って、段落や文ごとに特定秘密の表示をすることも考えられます。しかしながら、結局は上記のような要素を考慮して、各行政機関において、令第12条第1項の規定に基づき定められる規程（以下「特定秘密保護規程」といいます。）等に従い、特定秘密の表示がなされるべきものであります。

3. 他方、他の行政機関から特定秘密文書の提供を受ける場合には、当該特定秘密文書における特定秘密の表示の方法が自らのそれと異なれば、特定秘密の範囲についての認識が共有されないおそれがあります。

したがって、今後他の行政機関に特定秘密文書を提供する際（文書の提示による提供であって、提示の際に特定秘密である情報が記録されている部分を説明する場合を除きます。）には、以下のような措置を講ずることが適当であると考えられます。

○ 特定秘密である情報を記録するページごとに、その見やすい箇所に、特定秘密の表示を行うこと。

複数のページにわたる特定秘密文書のうち、特定秘密である情報が記録されていないページについては、特定秘密の表示を行わない、又は特定秘密が含まれない旨を明記する措置を講ずること。

○ 冒頭のページに特定秘密である情報が記録されていない場合には、当該ページに「特定秘密文書」の表示を行い（特定秘密保護規程において当該表示に係る規定が整備されている場合）、又は特定秘密の表示を行った上で、当該ページに特定秘密である情報は記録されていない旨を付記すること。

本件送付先 特定秘密の指定権限を有する 20 の行政機関の担当局長等

※ 別添省略